

第七回 参議院厚生委員會會議錄第二十九号

昭和二十五年四月十八日(火曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

四月十四日 委員小野光洋君辭任につき、その補欠として石原幹市郎君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○熱海市大火視察報告

○生活保護法案(内閣送付)

○議員派遣要求の件

○理事(藤森眞治君) それでは只今から委員會を開きます。

前回に引続きまして、医療法の一部を改正する法律案を議題にいたしました。本法案はすでに質疑が打ち切りになつておりますので、直ちに討論に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(藤森眞治君) それでは討論に入ります。

〔理事藤森眞治君退席、中平常太郎君委員長席に着く〕

○藤森眞治君 本法案に対して、私は一部修正案を提出する動議を出します。修正案の案文を朗読いたします。

医療法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「六月」を「三月」に改める。
理由はこの法律をより早く施行する

ことは病院経営者にとつて有利であるとともに、この法律施行に関する政府の準備が予定より早く整うに至つたので、この法律の施行期日を早める必要がある。これがこの法律案を修正する理由であります。

○山下義信君 只今藤森委員の提出された修正案に賛成いたします。

○委員長代理(中平常太郎君) 只今藤森委員から修正案が出まして、山下委員の賛成がございました。修正の動議は成立いたしました。

藤森君提出の修正案を議題にいたします。御意見ございませんか。

○石原幹市郎君 私、本修正案に賛成いたします。

○井上なつゑ君 この際政府提出の原案に対して、私は全面的に賛成をいたしましたので、私は賛成けれども、ちよつとここで希望条件を申述さして頂きたいと思ひます。と申しますのは、この医療法の一部を改正いたしますと、日本の病院、診療所の発展を促し、又内部の何と申しましょうか、整備と申しましょうか、そうした面に拍車をかけて頂くために、この医療法を御改正になつたのだとは存じますが、

ども、この医療法の一部改正を見ましたとき、直ぐにも病院、診療所の整備、拡充、整備、改善、それから内部の拡充というところが期待されないように存じますので、ご存じなもので、この医療法の一部を改正されましたら、これを契機といたしまして、一刻も早くこの現在の病院の内容、それから診療所の内容、現行の医療法によりまして整備改善されつづいてます診療所、病院の整備拡充の一時も早からんことを希望いたします。この法案に賛成いたしますと存じます。

○山下義信君 私、本案に賛成をいたしますので、ご存じますが、この際当局に希望いたしますことがございまして、それは本法案の改正によりまして、私の医療機関の増設、整備を企図されたことは、その趣旨は了とするのであります。且つ提案の理由に示されてありますように、本法によりまして医療機関の増設、整備を図り、以て他日の社会保障制度の実施に備えるということが謳われてあるのではありませんが、是非ともこの趣旨に副うように本法の運営を希望するものであります。即ちこの改正案によりまして、医療法人としての私的医療機関の増設は、飽くまで公的医療機関との密接な繋りの下に、その増設を見なければならぬのであります。これがためには医療組織全般に亘つての計画的実施というものがなくてはならぬ、又ある等であると考えるのであります。従いましてその医療法人設立の認可に当りましては、その計画に従つた合理的認可がなされなければならぬ。つきましては、医療機関整備審議会にこれを諮る、とありますが、その審議会の任務には、それらの医療組織の整備についで、調査審議をするということになつておりますので、当然この本法がすでに三月以内に実施せられるというこ

とになりますれば、或る程度の確乎たる計画性というものが樹立されてある筈でございまして、その計画性たるや言うまでもなく全国的に亘つての医療機関の整備計画であり、その計画に基いて都道府県知事がこの審議会に諮問して認可をするという段取りになる筈でありますから、その期するところは他日の社会保障制度の実施に當つての我が国の医療機関の全般的整備に繋がるために、その意図について十分本法の実施が運営されて行かなければならぬということを痛感いたしますので、その点について当局は手落ちのないように十二分の準備を期付いたしまして、且つ要望いたしました修正案並びに修正案に賛成をするものでございまして。

○委員長代理(中平常太郎君) 討論は終結いたしましたよろしくでございます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長代理(中平常太郎君) それでは討論終結と認めます。

これより採決に入ります。先ず藤森委員の修正案に御賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長代理(中平常太郎君) 全員御賛成でございました。よつてこの修正案は成立いたしました。

尚修正案以外の政府提出の案を問題に供します。御賛成の方は挙手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(藤森眞治君) 異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

○委員長代理(中平常太郎君) 只今井上委員と山下委員から希望条件を附けられました賛成の意見を述べられたのであります。この二名の御意見は非常に重要なものと存じますので、政府におきましては十分この意を体されまして、善処されんことを希望いたします。

〔委員長代理中平常太郎君退席、理事藤森眞治君委員長席に着く〕

○理事(藤森眞治君) 尚、本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(藤森眞治君) 異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

藤森 眞治 山下 義信
石原幹市郎 紅露 みつ
井上なつあ 小杉 イ子

○理事(藤森眞治君) 署名現れはございませんか……御署名現れはないと認めます。

○理事(藤森眞治君) それでは生活保護法の質疑に引続いて入るところであります。御決意になりまして熱海の火災被害及び救護状況の調査に参りました報告を簡単にこの際申上げたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(藤森眞治君) それでは私から簡単に御報告いたします。

昭和二十五年四月十三日熱海市に発生した大火災の被害の状況及び救護の状況について緊急調査を必要といたしました。が、議会も自然休会中であり、諸般の手續は遅延する関係上、今回は成規の議員派遣の方法によらず、取敢ず厚生委員三名を代表として現地に急行することとなりました。よつて四月十五日、厚生委員たる藤森眞治、石原幹市郎、井上なつあ、の三人と、委員外議員金子洋文君と、事務局から齋藤主事の合計五人は、火災未だ癒る灰燼の整理に大混乱を来している熱海市に到着いたしました。直ちに救護本部となつております熱海市役所のパラツクの中に宗熱海市長を訪ね、附問の挨拶の後災害の実情を聴取し、更に救護状況について別紙要目によつて調査した後、発火現状、救護所、避難所、その他災害地を实地に視察の上、即日帰京いたしました。今回の災害につい

ての対策は、発火当日の夕方、未だ急遽に延焼中にして樹立された関係係で、救護の万全を期しつつあったためにすべてが手落ちなく順調に進行いたしました。従つて治安の状況も極めて良好であり、災害後二日目の十五日、すでに焼跡の整理に就いて新建築が進められておるのを見受けました。今後は復興について障礙となつておる点について熱海市当局、及びその他関係者の要望しておる主なものをここに挙げて見ますと、次のような諸点でございます。第一は、差当り衣料、食糧、建築、その他の諸資材等、物資の面では静岡県内外の市場の出廻りによつてはほぼ自給ができる状態でありまして、資金の面で困つておる。災害地の急速な復興を急ぐためには金融面の裏付けが重要であるので、この際多額の国庫補助、又は資金の貸出郵便について緊急考慮を要望しております。特に住宅金融公庫からの全額貸出を特別に配慮されたいと希望しております。

第二は、焼失地の地主と借家人との間に新建築を中心として地上権について紛争を起しておる向きがございます。この紛争を早急に解決することには復興上極めて重要な点になるものであります。借地法に対する災害地臨時特例の適用を要望しております。

第三に、将来の建築物については不燃建築物地区の設定が今回の大火から見て極めて必要でありますので、建物新設前にこの種の地区の設定を要望しておる。以上の三点でございます。

尚、これにつきましても詳細の資料はお手許に配付しておりますので、ここに報告いたしますことを省略させていただきます。以上であります。

○中平常太郎君 ちよつとお尋ねしたいのですが、寝具ですが蒲団が千組、毛布が千枚とありますが、これは咄囃にやられたものと思つておりますが、熱海の大火は一千戸に余つておりますので、とても布団の千組、毛布の千枚ぐらゐではいけないと思ふんですが、後はやはり静岡県に間に合わないものは政府の方からでも、厚生省の方からでも何か御援助されたのではないですか。

○理事(藤森眞治君) 政府の方から、厚生省の方から送られたようですが、ところが御承知のように熱海は旅館が非常に沢山あります。又焼けておらん旅館も相当沢山あります関係で、そういうふうな方面で非常に早く間に合つたんじゃないか、そういうふうに見受けて帰りました。外に……

○理事(藤森眞治君) それでは生活保護法案の質疑を続行することにいたします。

○小杉イ子君 私は第七條のところを少し説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(小山進次郎君) この條文はすでに社会局長からも御説明申上げたことでございますが、簡単に御説明申上げますと次のような趣旨になります。

今回の法律改正におきましては、保護を受けるということが国民との側から見ました場合に一つの請求権になりましたので、この請求権を行使する方式は申請という方法によつてその行使が開始される、こういうことに相成るわけでありまして、これまでの法律におきましては、国民が保護を受けるということはどちらかと申しますと、困つ

た、保護して欲しいというよりも、むしろ国なり都道府県なり市町村という公の機関が職権に基いて困つておると思われる者を採り出して保護をする、ただそれを進める上の一の便宜的な手続、手段として申請という形をとつた。こういう趣旨のものであつたのであります。今回の改正におきましては、只今申上げましたように申請ということが単に便宜的な手続の問題ではなくして、請求権を行使するための一つの法律的意思を持つた手段ということに相成つたわけでありまして、そういう趣旨を第七條において明記いたしましたわけでありまして、併しながら国民の中にはかかる請求権を行使するための十分な知識なり手段なりを満しておらないという者も相当ございます。そのような場合に対応いたしますために、同時に又生活に困窮しているという者を保護するという国なり都道府県なり、市町村というものの責任を決して曖昧にするというものでないという趣旨をはつきりいたしましたために、但書におきまして、要保護者が窮迫した状況にあるときは、申請がなくとも積極的に必要な保護を行うのだということを規定したのでございます。

○小杉イ子君 私もこの説明によりましてよく分りました。そうしてこの法律案のように書いてある通り私も承知しておりますけれども、どうも世間の人が第七條を非常に問題にするもので、それからそれでお伺ひしたわけでございます。

○石原幹市郎君 私はこの社会保険との関係とか、いろいろ聞きたいことがあるのですが、保険局長がお見えになつておりませんので、順序が非常に後

先になりますけれども、二三当局からそれまでの間に承つて置こうと思ひます。第二十一條で都道府県知事又は市町村長の事務を都道府県及び厚生大臣の指定する町村は置かなければならんことになつておるのであります。この事業の執行については、国庫の補助助成があり、むしろ原則としては全部国庫でやつてもいいくらいではないかと私は思つておるのであります。が、社会福祉主事の設置について別段補助の規定がないようでありまして、これもこれは補助する考えを持つておられないのですか、どうですか。

○政府委員(小山進次郎君) 第二十一條の狙つておる点は、生活保護法なり或いは広く社会福祉の仕事に従事するものを一つの専門的な分野として育て上げて行くということを狙つておるわけでありまして、従ひまして、第二十一條そのものから直ちに国の補助ということを導き出すというふうには現在のところ計画しておりません。

つまり第二十一條によつて行われれる社会福祉主事の中には国の補助を伴つておりますものもございまして、例えば今年度の予算におきまして、凡そ三千名強の人員についての補助金が平衡交付金に見込まれておりますが、このように補助金の対象になつておるものもございまして、併しそれ以外に純粹の地方費、都道府県費或いは市町村費で行われているものにつきましても、同じようにやはりこの法律で要求されております資格要件を持つてゐるものを充てるようにさせる、このようなことを狙つてゐるわけでございます。この平

衡交付金の中に社会福祉主事に対する
国庫補助というか、助成のようなもの
も含まれて国費として出ている、こ
ういふ予算になつておる、こゝういふこと
でございませうか。

○政府委員(小山進次郎君) その通り
でございます。

○石原幹市郎君 それから医療扶助の
関係について、殊に社会保険との関係
で、一聞いて見たいのであります
が、或いは私の誤解しておる点があり
ましたならば直して貰いたいと思いま
す。私はやはり扶助の対象になるもの
の中に国民健康保険の被保険者、或
いは健康保険の被保険者の家族とい
うものか、一部負担によつて診療を受
けるような、社会保険の対象になつて
おるものが生活保護法の対象になる場
合がやはり私は相当あると思つてあり
ます。そういう場合にこの一部負担金
に相当するものを保護法の中で出す
いうことになつておるのか、実は私は社会保
険の対象になつておるものではないで
しょうか。社会保険の対象として診療を受け
られるような立場に置けるようにした方
がよいのではないか、むしろ今度の社
会保険制度と関連してできれば全部が
社会保険の対象になることが望ましい
のであります。社会保険の対象にな
つておるものが同時に生活保護法の対
象になる場合に、生活保護法の方で医
療の扶助を受けさせよう、社会保険
の対象として医療を受けさせて行く方
が全体の立場から言ひまして非常に適
切ではないかと思つておりますが、
そういう関係はどういうふうになつて
おりましたらうか。

あります。例えば現行保険であります
と、他人は別といたしまして、家族が
療養の給付を受けます場合には自己
負担でございませう。国民健康保険につ
きましては、例外なく自己負担がある
わけでありませう。従ひまして自己負担
で負担できないという場合が当然起
得るわけでありませう、このような場
合にはその負担できない自己負担分
については当然この法律によつて保護を
与えるというふうになつておると思
います。又その他に生活扶助を受けてお
る人々には初めから国民健康保険の
組合員の外に置かれておると思いま
す。言つたことの可否といふことを恐ら
く問題として只今提起されたのだと思
います。この点については今後の制度
の建前の問題として保険局長からお話
を申上げることになつておる。現在の
やり方といたしましては、そのよう
な人は保険料も負担できない、保険料は
将来の必要に對するため納めてお
るという性質のものであります。現
在、現在のところでは生活費に医療費
を直に見込みがたい、言換れば保
険料を生活扶助費から出さうと国民健
康保険の組合員にするといふことが現
在の建前の下ではむづかしい、とい
ふような理由の下に、このようにな
つておる。初めから国民健康保険の組合員の外に
置かれておる。従つてこのやうな人
々が疾病に罹りました場合に医療費
は、金額を生活保護費から出すと、か
うになつておると思ひます。

○政府委員(安田鑑君) 生活困窮者の
医療を国民健康保険の組織の中に入れ
てやることの可否につきましても、石
原委員からお話のありましたように、
入れた方がよい点も確かにあると思
います。特に医療扶助を受けようといふ
が、何か恩恵を受けて肩身が狭いといふ
うに思われることが、それによつて除
き得るならば、これは一つの狙いだろ
うといふ気はいたします。いづれにし
ても、これは新しく社会保障制度を
作られる場合には、一つの医療費とい
ふものは重要な問題になつて来るのじ
やないかと思ひますので、十分その点
研究して参りたいと思ひます。現在の
ところでは、保険の建前から申しま
す、一応除外をしておる。特に
今国民健康保険が非常に窮乏な経済の運
営をやつておるに、資力の点で
も大抵半分ぐらゐに見えておるから
して、そういうふうな人が沢山入るこ
とによりまして、保険料は安い、疾
病率は高い、医療を受ける期間は長
いといふやうなことで、相当これは国
民健康保険の経済的圧迫になるのではな
いかと思つておる。それが単なる
相互扶助といふやうな観念で、現在の
やうな国民健康保険のやり方でそれを
まゝ受け入れることは、或いは市町村
が好まないのではないかと。いふやうな
氣もいたす次第でございませう。

○石原幹市郎君 まあ根本問題につ
いてはいろいろ議論もあり、私も議論す
れば幾らでもあるのであります。が、
現実の問題としてこゝういふ問題はな
いでしょうか。健康保険の被保険者には
なつておる、併しその人が非常に薄給
であつて、非常に沢山の家族を持つて
おるというやうな場合に、その世帯が
やはりこの生活保護法の対象になるよ
うな場合もあるのではないかと私は思
うので、そういう場合はないと言へば
それまでであります。そういう場合
に、その家族がいわゆる一部負担によ
つて診療を受ける場合に、一部負担金
の部分は生活保護法で賄つて呉れるの
か、それともその場合には全然この全
部をいづれも生活保護法の対象として
扱うことになるのか、先程保護課長の
お話でもよくと分りかねたのであり
ますが、そういう場合にどちらになる
のでございませうか。

○政府委員(小山進次郎君) 只今御指
摘のやうな場合は社会保険の方から、
つまり健康保険の方から受けられるだ
けは健康保険から受けて貰う、不足分
だけを生活保護の方で負担する、か
うになつておると思ひます。

○石原幹市郎君 それは法律の方で支
障なくそういうふうに行われるよう
になつておるわけなんですか。

○政府委員(小山進次郎君) さうい
うに
なつておると思ひます。

○石原幹市郎君 それから次に、この
住宅扶助の問題ですが、これは一体現
実の場合にはどういふ方法でやるこ
とになるのでしょうか。生活保護法全
体の予算を見ましても、非常な一応の制
約を受けておるわけであり、この法の
精神は、何と言つても生活扶助だ
か、こゝういふ方を先ず十分やつて
でないか、なか／＼他に及び得ないの
ではないかと思つておる。まして、こ
ういふ方面にまで延ばされることは極
めて結構であり、我々もそれを非常
に希望するものであります。が、如何
にも住宅の扶助までもするといふ
大きく掲げて置いて、実質が一向それ
に伴ふといふことではあれば、何だか
法律全体が羊頭狗肉のやうな感じが
出て来ることになるのでありまして、
この住宅扶助を実際どういふやうな
方法でやるのか、或いはこれに伴ふ予
算と

住宅費の項目を生活扶助費から引き離し、それらの土地の事情によつて適当な弾力性を持った住宅費の基準の決め方をすることによつて、生活保護の中に現れておる一番大きな矛盾をなくしたいというのが、今回の改正の理由でもあったわけでありました。

従いまして、金額等から見ますと、現在のもとの余り大きな開きのないところでスタートしておりまして、本年度予算でも三億五千万程度を計上しておるだけでございますが、逐次これを只今申上げました住宅扶助創設の趣旨に副つて発展をさせて行きたいという考えなり、構想を持っておるわけでありました。

○石原幹市郎君 それではこの内容は、家賃の払えない者に家賃を補助してやる、それから家のない者に對しては宿所提供施設で行くと、こういうお話ですが、宿所提供施設というものは、何か小さな集團アパート式のようなものでも今後新たに造られるのですか、それとも旅館その他のようなものと契約して、そういう所に入れてやるというようなことになるのですか、どういふようなことになるのでしょうか。

○政府委員(小山進次郎君) これは、先に御指摘になりましたような方法によるわけでありまして、つまり工費を持ちまして小さなアパートを造り、そしてそこにに入れて行くという方法で宿所の提供をやつて行くわけでありました。

○石原幹市郎君 私は、これは非常に結構なよいことと思うのでありますが、ただ大きな看板だけ掲げて、一向この実が挙らんというふうなことによ

つて、保護法全体の威信を傷付けるといふことのないように、今後運営をやつて頂きたいという希望を併せて申上げて置きます。

尙次に、今度は十七條の生業の扶助のところでありまして、この項目のところで、これはまあ細かいようなこととありますけれども、普通は皆生活を維持することのできない者」と、住宅にしても、医療にしても、出産にしても、生活にしても、全部そうでありまして、生業扶助のところだけが、「維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して」と、これだけに「そのおそれのある者」という字句が入つておるのであります。これは生業の扶助という特殊なことだから考へて、こういう字句が入つたのだらうと思ひますが、この点一つ……

○政府委員(小山進次郎君) 申上げますことは、結局石原委員がおつしやつたことを繰返して申上げる結果になるわけでありまして、この法律全般を通じて、最低生活の維持のできない者に対して必要な限度において保護をするという仕組になつております。生活を構成いたします要素といたしましては、日常生活、病氣に罹つた場合の医療、それから住居の確保、一限度における教育を受ける、出産の必要があつた場合には出産ができる、こういったようなこと、又病人等が死んだ場合には葬式が営めるというふうなことを最低限度の生活の内容に考へておるわけでありまして、従つて生業扶助もその考へ方を徹底いたしますならば、最低限度の生活を維持するに必要なる限度における生業の扶助だけが考へられるわけでありまして、第一條の目

的にも諷つておりますように、やはりいつまでも最低限度の生活にくぐりつて置くといふことをしたくない、努めて早い機会に自立するように助長して行きたいという考へ方をこの法律全体として基礎的なところに盛つておりますので、特に生業に限りましては、そういう趣旨に従つて、単に現在最低限度の生活を維持することができないという者ばかりではなく、その處れのある者に対しても行うといふことによつて、そういう人々が最低限度の生活を営むことができないといふところまで落込むことを予め防止する、こういったような考へ方を以ちまして、このようにしておるわけでありました。

○石原幹市郎君 私はまあ全体の扶助について、やはりこういう「おそれのある者に対して」といふのを入れることを希望するものであります。つまり外の扶助はどちらかと言へば消極的な、生活の扶助につきましても、医療扶助につきましてもそうであるが、生業扶助の方は積極的な面になるので、生活困難者に陥ることを防ごうという面で特に生業扶助の面において現わした、こういうことになるわけでございますが、同時に又「おそれのある者」といふのを全部に括けて行くといふような考へ方が実際に具体的には取れないものかどうか、これらの点について……

○政府委員(小山進次郎君) 気持の上におきましては、全般を通じて、単に現在最低限度の生活を維持することのできない者だけでなく、その處れある者まで手を延ばしたいという気持はこの制度全体として持つておるわけでありまして、国が責任を持つて保障

するといふ建前を取ります以上、やはりその限度は一応現在最低限度の生活を維持することができないといふところに引かれなければならぬといふような考へ方に立つておるわけでありまして、併しなから実際の運用におきましては、そういう限度において努めて早期に而も適切に行うことによりまして、結果的には、常に生活保護法というものが単に消極的な機能だけでなく、積極的な機能も發揮できるようにして行きたい、又しようとかやうに考へておるわけでありました。

○石原幹市郎君 それからこれはまあ衆議院でもいろいろ論議され、議論が思ひますが、私はこの第二十二條の「市町村長又は社会福祉主事から求められたときは」といふ字句はどうかと考へるものであります。これはまあ専門の皆さん方から大いに論議される点であると思ふのであります。これはやはり民生委員、我々今まで地方の実情を見ておつた者の気持から言いますと、民生委員に心持よく働いて貰うという意味において、これはない方がいゝのではないかという感じが強くするのであります。実は私は前に地方の行政に關係しておりましたときに、民生委員が非常な手当も薄く、而もいろいろな仕事を持つておられる人が報告されておられる、これはまあ大変なことであると思ふのであります。実は民生委員の中に、人口の相当ありますところ、例えば自治体警察のできたところの市町村に特別民生委員というものを置きまして、その中の一人なり二人、大きいところならば三人なりを特

別民生委員として相当の手当を出して、その代り果に對する報告であるとか、いろいろ事務的なことはその特別民生委員にやつて貰うという仕組で以て、暫くの期間でありましたが始めておつたのであります。これはまあその後の様子を聞いて見まして、割合に送り出しよく行つて、まあその筋の方からいろいろその後注意といふか、話が出て来まして、余り歓迎はする筋ではされていない様子に聞いておるのでありますけれども、私はそういう考へ方を以て、この民生委員の中に若干の実際の仕事を或る程度に専門にやつて貰えるような人を選んでそういう組織を考へて行つてもいいのではないかと考へておつたわけでありまして、この二十二條の求められたときは、協力するに同意することができないような感じを持つのであります。併しこの二十二條のできないといふことは、その他については、いろいろ事情もあることと思ひますけれども、こういう点について果してこれは政府においてもどう考へていられるか。これは政務次官あたりから聞かして頂くことができれば幸いでございまして。

○政府委員(小山進次郎君) 私から一応事務的ないきさつをお話申上げまして、後で大きく政務次官から政府の考へ方を申上げたと思ひます。第二十二條は只今御指摘がありましたように、法文の表現としては非常にぎこちない表現になつておまして、これは不必要にいろいろ意味で誤解も起し、或いは不快の感じを起しておるというふうな結果になつておりますこ

とは、非常に私共も遺憾に存じておる
のであります。ただ法文の表現として
はまずくはございませうけれども、建前
の問題としてはやはりそれが法律上書
き得る建前の書き方であるということ
だけは言ひ得るであらうと思つており
ます。国民に保護を求めるという請求
権が与えられるといたしますならば、
公的な立場にある側といたしまし
ては、責任を持つてその請求権の行使
に応えなければならぬ、責任を持つ
という以上は、中間の公の立場に立
ないものによつて保護の実体が決め
られてしまふというような方法を取る
ことはできなくなるわけでありまして、
その意味においてどうしても公的な立
場にある市町村長及びその補助機関を
充実して、ここで名実共に保護をする
という建前を取らざるを得ないと思
うのであります。併しながら市町村長や
補助機関である社会福祉主事があるだ
けですべて事が足りるというように考
えることは、現状において到底できな
い、或いは将来においても考えること
は、むしろ聊か思い上がりということに
もならうというのが現在の考え方であ
ります。従ひましてこのようなもので
どうしても補うことのできない部門に
ついては民生委員の人々に協力をして
貰わなければならない。この協力は単
に民生委員の人々の私的な意味におけ
る協力だけでなく、公の立場におけ
る公の意味を持つた協力であるとい
うことを考えますと、これは、
どうしても市町村長なり、或いは社会
福祉主事が、これだけは一つ是非お願
いしたいと言つてお願いした部分につ
いてだけ協力をして貰ふということ
が、公の意味を持つた協力を求める限

界になり得ると思ふのであります。た
だこれは飽くまで法律上の建前の問題
でありまして、實際上民生委員の方々
が有志として進んでいろいろな部分に
ついて協力をすること、これは、非常
に望ましいことであるだけではなく、
これがなかつたならば恐らくは我が国
における生活保護はここの分の間は到
底円滑な実施ができないというように
考えられますので、この面の協力は
今後ますます強くして貰ふように、こ
れは民生委員の方々にもお願いを申上
げておる次第でございませう。

○石原幹市郎君 これは民生委員が保
護事務を執行するというのではないの
で、この書き方も協力する、民生委員
の建前は飽くまでも協力体制にあるの
でありますから、特に「市町村長又は
社会福祉主事から求められたときは」
というところを入れても、民生委員
は市町村長及び社会福祉主事の行方保
護事務の執行について、これに協力す
るものとする、とある方がどれだけ民
生委員も気持よく働けるものか、
か。先般の公聴会等を聴きまして、
やはり殊に農村方面から出て来ておつ
た人は、この一点に集中していろいろ
意見も述べておられたようでありま
すが、協力するところのではありません
から、執行するのではないのでありま
すから、どうも私はこの字句はなくても、
今保護課長から言われたような説明の
点だけからすると、一向支障のないよ
うに我々は考えるのでありますけれど
も、これは意見の問題になりますから
、適当なところでいいのであります
けれども、尙その点についてもう
一度……

○政府委員(小山進次郎) 考え方にお
きましては、全くおつしやる通りで
ございませうが、一応まあ法律の條文の性
質といたしましては、この第二十二條
によつて民生委員が協力をする権限と
同時に、義務を課せられるということ
になるわけでありませう。単に協力し得
るだけでなく、これに協力するもの
とするというふうな、求められたとき
には義務を課するということになつて
おるわけでありませう。従つて協力を求
められた場合に協力しなければ、民生
委員はこの第二十二條によつて課せら
れた義務に違反するということになる
わけでありませう。勿論民生委員の方々
の心持から言ひますならば、求めら
れなくても進んで協力するのだから、
義務を課せられるというところは一向厭
うことではない、こういうふうなお気
持ではありませうけれども、法律の
立て方といたしましては、やはり公の
立場に立つものでない人々に課する義
務というものは、必要な最小限度に止
めなければならぬということになるわ
けでございまして、そのような意味合
いからいたしまして、「求められたとき
は」という、非常に目障りな言葉を入
れたわけではございませう。

○石原幹市郎君 第二十二條の問題は
いづれ後で論議が重ねられると思ひま
すから、この程度にいたします。
次に、私は第二十七條であります
が、「市町村長は、被保護者に対して、
生活の維持、向上その他保護の目的達
成に必要な指導又は指示をすることが
できる」とありまして、二項、三項に
も、「必要の最小限度に止めねばなら
ない」とが、或いは「強制し得るもの
と解釈してはならない」といふ、抑制
する規定が付いているのでありまし

て、これは私は勿論その行き過ぎがあ
つてはいかんとお思いますけれども、要
保護者、被保護者に対しては国家も相
当の国費を費しこれの保護に当るので
あり、それからそういう人々が一日も
早くそういう状態から脱して、今後再
びそういうことに陥ることのないよう
に、国なり市町村なりで目をかけて行
かねばならぬのじやないかと思ふので
ありまして、少し遠慮し過ぎたような
書き方になつておるような感じがする
のであります。実はあとの四十八條で
ありますから、「保護施設の長は、常
に、その施設を利用する者の生活の向
上及び更正を図ることに努めなければ
ならない」とこれはもう私は当然なこと
であらうと思ふのでありまして、努め
なければならぬと思ふのでありま
す。それから又六十條において「被保
護者は、常に能力に応じて勤務に励み、
支出の節約を図り、その他生活の維持、
向上に努めなければならない」とこれも
当然なことだと思ふのであります。そ
ういふ意味から言ひまして、行き過ぎ
があつてはいけませんから、勿論二項、
三項のような書き方もいいと思ひま
す。市町村長はむしろ必要な指導又は
指示をしなければならぬ、というく
らいにあつてもいいのじやないかと思
ふ。これは私の感じでありませうので、
いろいろ意見があると思ひますから、
そういう大きな、国が責任を以て国力
を挙げて極端に言へばこういう人の保
護に当るのでありますから、この事務
を執行する市町村長等は再びこういう
ことがないように、できるだけ早く向
上さすように指導をむしろして行く義
務がある、しなければならぬものじや

ないかくらいに考えるのであります
が、この点又或いは私の考え違ひがあ
るかも知れませんが、この点について
御教示をお願いしたいと思います。
○政府委員(小山進次郎) この條文
の運用の仕方等についての考えは、只
今お話があつた通りに考えておりま
す。ただ特にしなければならぬとい
ふことなくして、することができると
いうふうな表現にいたしておりますの
は、二十七條という法律の中にこれを
盛り込みますと、これはやはり法律上の
意味を持つた指導なり指示ということ
になりますし、又この指導なり指示
に従わなかつた場合には、あとで六十
二條の方で保護の廃止が行われると
いうことにもなりますので、そのよ
うな關係からいたしまして、主として
法律技術的な意味において、「しなけ
ればならない」ということでなく、「す
ることができ」というふうにしたわ
けであります。併しながら市町村長は
二十七條ではなくして、むしろこの法
律の執行に当る機関として、法律に定
められてゐる第十九條の趣旨からい
まして、当然お話があつたように、
進んで生活の維持、向上、或いは保護
の目的達成に必要な指導をしなければ
ならぬことになるわけではございま
して、この点はお説の通りに私共も考
えております。
○石原幹市郎君 分りました。次は三
十四條の第三項であります。が「前項
に規定する医療の給付のうち、あん摩
はり、きゅう、柔道、整復等營業法の
規定によりあん摩師又は柔道整復師が
行うことのできる範圍の施術について
は、云々」とありまして、「はり、
きゅう」といふのが特に抜けておる。

恐らく落ちたのではない、特に抜いたのではないかと思うのであります。これは先般のこの委員会でも健康保険、社会保険等の関係においても、きゆうがいろいろ除外されておるやの意見が出ておつたのであります。が、「はり」、「きゆう」というものを特に抜いた理由等についてお話を願いたいと思ひます。

○政府委員(小山進次郎君) 只今お話がありましたが、問題は、「はり」、「きゆう」を抜いたというよりも、むしろ柔道整復とあん摩を入れた理由と、このことでお話を申し上げたいと思ひます。生活保護法における医療は原則として社会保険の例に倣つておるわけでございますが、社会保険におきましては、実際の運用においてはいろいろの工夫はされておられます。けれども、一応表の面に現れましたところではあん摩、「はり」、「きゆう」、柔道整復が正面から行えるようになっておらないのでございます。従ひまして、一応生活保護法の場合におきまして、原則としてそのような建前をとらうということになるわけでありまして、ただ柔道整復とあん摩だけではどうしても行なわなければならない場合が多いのであります。例えば脱臼、骨折というような場合には実際問題としてお医者さんよりも柔道整復師によります方がより効果的であるということがかなりあり得るのであります。特に整形外科等の十分整備しておらない地域におきましては、もつぱら柔道整復師に依存するといふような実情になつておりました。現に生活保護の場合におきまして、これによつてやるといふような実例があるのでございます。又あん摩

と書いてありますが、主としてマッサージでありまして、大きな手術をしました後は、例えば胸郭整形術をいたしました後は、筋肉の麻痺を防ぎますためにどうしてもマッサージをしなければならぬことが多いのであります。が、こういうような場合のマッサージを認めないといふことは実際の場合にどうしてもいかんといふので、これも入れたらといふことで、まあ柔道整復とマッサージを主にいたしますあん摩といふものを特に生活保護の場合に入れたといふことにいたしましたわけでございます。「はり」と「きゆう」につきましても、特に「はり」と「きゆう」でなければならぬといふ場合が余りありませんために、止むを得ず載せなかつたといふたような次第でございます。

○石原幹市郎君 これは一つ、後は愚問かも知れませんが、この「はり」、「きゆう」の必要の場合があるといふような場合にはこれはやはり利用できる、こゝういふふうにまあいゆる精神解釈して置いてもいいのでしうか。そういう場合があるといふならば……

○政府委員(小山進次郎君) そのような場合には「はり」師なり「きゆう」師が独立して施術を行なうといふことではなく、むしろ或る医師の人が自分の助手といたしまして、「はり」師なり「きゆう」師を医師が雇つて医療の一部として実施する、その場合の金は恐らく健康保険の点数表には載つておりませんので、実費といふことになりまして、その医師に対して生活保護費から実費を金で支払う、こゝういふような方法でなされ得ると思ひます。

○石原幹市郎君 分りました。それから最近我々のところへ、各委員のところもそうであると思ひますが、沢山葉書、手紙等が参りまして、この生活保護法の四條の第二項のことです。が、三親等までの人が一応扶養義務者として扶養をやつて、それからでなければこの保護が行えない、こゝういふことになるので、非常に改悪である、我々はこゝういふことになる、非常に心配である。特に結核を療養しておるというやうな人からこゝういふ葉書を沢山受けるのであります。これはまだ私研究を十分積んでおりませんが、これは今度初めて加つた規定になるのですか、従来からこゝういふ取扱ひがあつたのか、その点を……

○政府委員(小山進次郎君) この点は私共がよゝうな誤解が起きておることを非常に遺憾に存じておるものであります。が、むしろ今度の法律で考え方が可なり緩和されて来ておるというのが実相でございます。現在の生活保護法におきましては、扶養義務者が扶養し得るものは当然保護を受けることができないうふうな規定されておるのでございます。即ち扶養し得る扶養義務者を持つておりますものは生活保護法の欠格者であるといふ建前になつておるのであります。ところがこれでは困る。こゝういふことではなくして、やはりこゝういつた人々も欠格者であつてはいかんのだといふことで、今回の改正のように一応こゝういふ場合には、それらの人々の扶養といふものが先行して行れることを要件にするのだといふ程度に考え方の問題、或いは取扱い方の問題として緩和されて参つておるわけでありまして、それから扶養義務の範囲とか、程度の問題につきましては、

現在の法律と全く同様でございます。現在、民法の八百七十七條に規定されておりますやうに、直系血族と兄弟姉妹だけがこれで見れば得るわけでありまして、ただ特別の場合におきまして、家庭裁判所が扶養の義務を認定したものがあつて、その者の扶養義務もこの中に入るといふわけでありまして、只今お話がありました、これは恐らく国立病院、国立療養所等におります患者の人々からの訴えであらうと思ひますが、これは主としてこゝういつた事情に基くのであります。国立療養所におります人々の中には、未復員者給与法等から切換えられました人々が非常に多いのであります。当初こゝういつた人々を切換えます場合には、努めて生活の状態に適合するやうな、極めにこゝういつた人々を切換へて、極めて率直に申し上げまして、聊か機械的に生活保護に切換へた傾向がないでもなかつたのであります。それを昨年の四月頃から医療の問題一般についてきちんとした基準を決めまして、普通の人々と同じやうに軌道に乗せた処理を始めましたために、従来或る意味において見逃されておつた人々の場合が、非常に御本人に対しては気の毒であります。が、一応問題になつて来た、時たまこゝういつたやうなことが現われて来てから三、四ヶ月いたしました。この法律改正といふことが出て参りましたので、何かその間に非常に関係のあるかのごとく憶測いたしました。無理に新らしい法律をこゝういふうちに読んだといふことが実相のやうでございます。最近これらの人々もその読み方が聊か神経過敏な読み方であつたといふことを知りまして、最近では

この間の認識を改めて来たやうに見受けられるのでございます。

○石原幹市郎君 分りました。こゝういふ点については向うよく心配がないのである、却つて今度の法律の方が建前がはつきりしてよくなつたんだといふやうなことをやはりよく国民、殊にこゝういふことを心配している人々に對しまして徹底しますやうにやつて頂きたいと思ひます。それから先般大臣もこゝでやはりこの保護法に當つてはこゝういふ保護があるといふことすら知らない国民もまだ沢山あるので、これは宣伝を大いにやらなければならぬといふことを言つておりました。この点は一つこゝういふ法律があり、こゝういふ場合にはこゝういふことがあるのだといふことをよく末端まで徹底しますやうに、今後とも御尽力をお願いいたします。

その外これはまだ全額国庫補助でこれはいいのじやないか。或いは又最低限度の生活基準といふのは一体どういふところを考へておるかといふ問題について質問した見えたのであります。が、これはいづれ他の委員その他からいろいろ論議されることと思ひます。その方に譲ることになりまして、以上で私の質疑を打ち切ります。

○政府委員(矢野西雄君) 只今の石原委員の御発言は、丁度本日から三日間に亘りまして、全国の民生部長會議を開催して、朝早くから随分盛況の山の行事を計画して進めております。この機会にも是非その趣旨がはつきり各末端まで徹底するやうに力を尽したいと思つております。

○小杉イ子君 私は公聴会で申しましたことを再びこゝで申し上げます、こ

それははつきりしたいことではない。それは第二十一條の二項でございす。これは私ははつきり申すと、削除して頂きたい程に感ずるのでございす。理由は後で申しますが、それから石原委員の申されたように、「協力するものとする。」これも削除が訂正かして頂かなければならぬということと思つております。

それから、如何に法律文であつても、説明を聞かされてもこの二十一條の二項と二十二條に対しては心よく肯定はできませんと思ひます。それは申上げた通りに、今までの民生委員の代りに、「社会福祉主事は、事務吏員をもつて充て、政令の定める資格を有する者の中から任用しなければならぬ」と、これが私は誠に生活保護を受けるという人達に取つては痛いことである、と、こう思ふのでございす。なぜと申しますと、自分の恥かしいこと、哀れなことを訴えることは、やはり村に住つて居るところのお馴染みの人の方が言いやすい。そして又向うからも扶助を受けることは厚かましいとか言われることもよくある。これは保護少年を訴えるにも、警察などにあつて立て看板を立てたとて、警官のところに行くのは少いと思ひます。そして隠すものが出来来る、こう思つておられます。その方面に対しては非常に止むを得ないと思ひます。それから民生委員の職にも、これはひとり主人が民生委員でございまして、四人も五人もの役をして居る。例えばお父さんが留守であつてもお母さんが聞いたり書いたりして呉れる。そうでなければ娘が代用して呉れる、こういう便利があるものであります。こういうことを

考へるのであります。それが民主主義の今日で柔らかくこういうことはして、こういう官吏に頼らない方がいゝのじやないか。そして又物資の要請などに對しては、今まで非常に不誠意なことがありましたが、もう、もういふものはその投書によつて調べて、これは限定ができる、こう私は思ひますので、それでこの官吏を使わなくてもいい、と思ひます。

○山下義信君 石原委員の質問に關連しまして、私は二点程伺つて見たいと思ひます。

一つは民生委員の性格が本法の改正によりまして、これは全く新たなものゝが生まれ出されなければならぬのであります。当然民生委員法の改正というものが行われなければならぬと思ひますが、政府は民生委員法の改正に對して準備されておる点がありますか、どういふふうなことになるかと伺ひます。

それから今一つは、第二十七條の市町村長の指導及び指示について石原委員の御質疑がありました。それに対して保護課長は全く同感の旨を答えられました。私共は本法の改正案の趣旨は恩恵的に國が給費するといつたような思想の根本的な振替が、この法案の生命であると解釈しております。金を出してやるのだからお前の生活を指導すると言つて、いろいろ監督をやるのは当たり前だといつたような考え方は、この本法にはもう少しでもそれがあつてはならない。従来民生委員がやもするといふと被保護者に対してはかれこれと生活上必要以上に何かと差出がましいことをすることが如何ばかり被保護者に取つて苦痛であつたかといふことは蔽うべからざる事実であつて、どういふことがなくなるかが民生委員の制度の革新の一要素である。私はこれは解釈しておる。それが今度は市町村長が、その従来あつた民生委員のやもすると傳言に隨つた被保護者に対するところの一種の圧迫、或いはその生活に對する要らざる差出がましい干渉的な態度といふものが、今度は市町村長がそういうような傾向に陥ることは断じてならないといふこ

ことを私は前同質疑において明らかにして、全くさうでございすといふ當局の答弁であつたと解釈する。でありますから、第二十七條は國が多額の保護費を出してやる、だからその要保護者に対しての生活のいろいろな監督をするのが普通であるといふ趣旨では私は成り立たないと思ひます。その二十七條の起案の意思は、よく／＼世話をしやなければならぬやうな特殊の對象といふものに対して、或いは非常に素行が不良であるとか、或いは非常に何とか保護をしなければならぬといふやうな限られた人の場合のみ市町村長が適當な指導をしようといふのであつて、尙それにしても人權の侵害をするとはならぬといふ當然の注意が加えられてゐる。而もこの第二十七條はただ監督するとかいふ意味ではなくして、その生活の維持向上、その生活の維持ばかりではなく、その生活の向上に持つて行くのでありますから、もつ／＼好意的な積極的な意思である。私はこれは解釈して居る。保護課長は、國が多額の費用を出している以上は、その金を受けて居る者のその生活について当然或る程度まで保護する実施機関が口を出すのは当たり前であるといふやうな、そういう趣旨が第二十七條の趣旨であるかどうか、明確にして頂きたいと思ひます。

○石原幹市郎君 今山下委員から私の質問と關連して話があつたのであります。私は、私はこの二十七條において、これは言葉の言い廻しは悪かつたかも知れませんが、國は相當金を出して居るのであるから、當然の指導監督をせねばならぬ、と、そういう氣持はそういうことではなかつたのでありまして、再びそういう被保護者のやうな境遇にならないやうに、一日も早く又そういう境地から脱して行くやうに、つまり維持向上、今山下委員が言われた維持向上、それから保護の目的達成、こういうことに市町村長といふものは、いわゆる保護執行者は、この法の執行者は十分力を入れて行かなければならぬのではない。勿論行き過ぎはあつてはならぬのでありますから、この二項、三項のやうな規定があることはこれは當然であります。このレベルを上げて行くといふ点について市町村長も大いに関心を払い、努力して行かなければならぬのであります。それと關連して、つまり國は相當の國費を費し、今後殊に社会保障制度等が何されまうといふと、國の非常な大きな國費を充たすといふことになるのでありますから、互いにそういう該當者が一日も早く少くなるやうに、なくなるやうに努力をしなければならぬのではない、か、そういう私は感じますから、この二十七條はむしろその指導又は指示をしなければならぬといふ私の氣持を言つたのであります。何だか今山下委員の話を聞いておきますと、私如何にもこれはもう恩恵的な法律であるから、飽くまで嚴重な指導監督をするやうに考へていいのではないかと、いふに私が聞いたやうに言われまして、それが若干私の氣持と違つたところがあるのじやないかといふことを申し上げて置きます。

○山下義信君 石原委員の御質疑の御趣旨は了承いたしました。前回の私の質疑にも關連しておりますので、政

約を加えたりいろいろするのではないといふことを明らかにしたいといふのが私の質疑の要旨であつたのであります。只今石原委員の御質疑の内容を伺つておりました、國家が多額な金を出して保護して行くといふのである、又多額の事務費を使つていふやうな仕事をやるのであるから、その保護を受ける者の生活方法等について國家が相當の指導監督をするのは當然である、市町村長が指導するのは當然であつて、それに二十七條の第二項のやうな考慮するやうなことは、むしろ遠慮し過ぎるといふやうな御質疑であつたように思ふ。それに対して保護課長は全く同感であると思ひます。私共は本法の改正案の趣旨は恩恵的に國が給費するといつたやうな思想の根本的な振替が、この法案の生命であると解釈しております。金を出してやるのだからお前の生活を指導すると言つて、いろいろ監督をやるのは当たり前だといふやうな考え方は、この本法にはもう少しでもそれがあつてはならない。従来民生委員がやもするといふと被保護者に対してはかれこれと生活上必要以上に何かと差出がましいことをすることが如何ばかり被保護者に取つて苦痛であつたかといふことは蔽うべからざる事実であつて、どういふことがなくなるかが民生委員の制度の革新の一要素である。私はこれは解釈しておる。それが今度は市町村長が、その従来あつた民生委員のやもすると傳言に隨つた被保護者に対するところの一種の圧迫、或いはその生活に對する要らざる差出がましい干渉的な態度といふものが、今度は市町村長がそういうような傾向に陥ることは断じてならないといふこ

ことを私は前同質疑において明らかにして、全くさうでございすといふ當局の答弁であつたと解釈する。でありますから、第二十七條は國が多額の保護費を出してやる、だからその要保護者に対しての生活のいろいろな監督をするのが普通であるといふ趣旨では私は成り立たないと思ひます。その二十七條の起案の意思は、よく／＼世話をしやなければならぬやうな特殊の對象といふものに対して、或いは非常に素行が不良であるとか、或いは非常に何とか保護をしなければならぬといふやうな限られた人の場合のみ市町村長が適當な指導をしようといふのであつて、尙それにしても人權の侵害をするとはならぬといふ當然の注意が加えられてゐる。而もこの第二十七條はただ監督するとかいふ意味ではなくして、その生活の維持向上、その生活の維持ばかりではなく、その生活の向上に持つて行くのでありますから、もつ／＼好意的な積極的な意思である。私はこれは解釈して居る。保護課長は、國が多額の費用を出している以上は、その金を受けて居る者のその生活について当然或る程度まで保護する実施機関が口を出すのは当たり前であるといふやうな、そういう趣旨が第二十七條の趣旨であるかどうか、明確にして頂きたいと思ひます。

○石原幹市郎君 今山下委員から私の質問と關連して話があつたのであります。私は、私はこの二十七條において、これは言葉の言い廻しは悪かつたかも知れませんが、國は相當金を出して居るのであるから、當然の指導監督をせねばならぬ、と、そういう氣持はそういうことではなかつたのでありまして、再びそういう被保護者のやうな境遇にならないやうに、一日も早く又そういう境地から脱して行くやうに、つまり維持向上、今山下委員が言われた維持向上、それから保護の目的達成、こういうことに市町村長といふものは、いわゆる保護執行者は、この法の執行者は十分力を入れて行かなければならぬのではない。勿論行き過ぎはあつてはならぬのでありますから、この二項、三項のやうな規定があることはこれは當然であります。このレベルを上げて行くといふ点について市町村長も大いに関心を払い、努力して行かなければならぬのであります。それと關連して、つまり國は相當の國費を費し、今後殊に社会保障制度等が何されまうといふと、國の非常な大きな國費を充たすといふことになるのでありますから、互いにそういう該當者が一日も早く少くなるやうに、なくなるやうに努力をしなければならぬのではない、か、そういう私は感じますから、この二十七條はむしろその指導又は指示をしなければならぬといふ私の氣持を言つたのであります。何だか今山下委員の話を聞いておきますと、私如何にもこれはもう恩恵的な法律であるから、飽くまで嚴重な指導監督をするやうに考へていいのではないかと、いふに私が聞いたやうに言われまして、それが若干私の氣持と違つたところがあるのじやないかといふことを申し上げて置きます。

○山下義信君 石原委員の御質疑の御趣旨は了承いたしました。前回の私の質疑にも關連しておりますので、政

府の答弁を明確に質しておきたいと思
いますので、改めてその点も先程の民
生委員法の改正についての政府の用意
如何と併せて御答弁をお願いしたいと思
います。

○政府委員(矢野西雄君) 第一段の御
質疑に対しては、御質問の通りに重大
な問題でありますので、その如何なる
改正の手続をすべきか、目下慎重に
研究調査をしております。只今の段階
では次の第八回国会にこれを提案する
運びになるかどうかという、まだ資料
その他の蒐集、結論に達していない状
態でありますから、その点のお答え
は明確にできないのを遺憾といたしま
す。

それから次の御質問は、最前石原委
員の御質問に対して保護課長が答えま
したが、いわゆる血税によつて保護を
受ける方々をお世話するので、それに
ついては無責任であつてはならないと
いうようなことを強調なすつたのに対
して、保護課長はその精神において
御尤もであるというふうに答えたので
あらうと私は解釈いたしますが、山
下委員の御解釈になるような表現の形
式をとつたことは、これはやや表現の
形式に慎重を欠いたと思う。併しこの
二項を加えておるものは飽くまでも
はり山下委員の御説のごとく、新憲法
の精神をやはりこの二十七條にもこ
に私は裏書きしておるのであつて、飽く
までも人権を尊重して、保護してやる
から、故に権力を以てこれをいろうと
突つ込んで干渉がましいことをする
ということが、絶対にそういうことに
陥らないように、これに対する警戒し
たところの條項だといふのであります
から、この精神は全く山下委員の御質

問と同じであるといふことを弁明して
置きます。

○政府委員(小山進次郎君) すでに政
務次官からもお話を申上げております
ので……

○理事(藤森眞治君) 簡単に。

○政府委員(小山進次郎君) 蛇足にな
りますけれども、只今の問題は、法律
解釈の問題として後日引用され得る問
題でありますので、一応その意味で事
務的にお答え申上げたと思ひます。

先程お話がありましたのに私全く同感
だと申上げた趣旨は、只今石原委員か
らのお話があつた、そのお気持ちに同感だ
といふことを申上げたのであります。
従つて私は、市町村長が必要な指導又
は指示をしなければならぬといふこ
この法律的な意味は、むしろ第二十七
條からではなくして、十九條から読め
るんだと、こういうことを申上げたの
は、そういう気持ちであります。市町村
長は保護を実施しなければならぬ責任
者である、従つて当然のこととして被
保護者に対してその責務を果す上から
言つて、生活の維持向上その他の目的達
成に必要な指導又は指示をしなければ
ならぬのだと、但しこの場合に、いわ
ゆる指導又は指示といふものが、二十
七條に言われている指導又は指示と法
律的な意味において多少違ふものだと
いうことを附け加えることを怠りまし
たことは、私の手落ちでございます。
さて、この点はそういうふうに附け加
へて頂きたいと思ひます。尚二十七
條の解釈をいたしましては、全く山下
委員がお話になりました通りでござい
まして、この二十七條といふものが結
果的には法律上に或る程度の制約を加
えるといふことがあり得るものであ

る、それが二項、三項においてそうい
つたことがないように、特に配慮され
た人念規定といふものが附け加えられ
ているんだというように考へてゐるわ
けでございます。

〔速記中止〕

○理事(藤森眞治君) それでは速記を
始めて下さい。

○石原幹市郎君 来たる二十二、二十
三、二十四日に金沢で全国民生委員大
会が行われるといふことを聞いておる
のですけれども、丁度国会においても
生活保護法の審議中でありまするし、
広く各方面の意見を聴くという丁度い
い機会でもありますから、この際参議
院厚生委員会からもこの會議に議員を
派遣したらどうか、こういうふうにと
考へますので一応動議として提出いた
します。

○理事(藤森眞治君) 只今石原委員か
らの動議に御賛成の方の(賛成)と呼
ぶ者あり(御挙手を願ひます)。

〔総員挙手〕

○理事(藤森眞治君) それでは全会一
致で御賛成と認めます。

○石原幹市郎君 その員数とか何かは
委員長に御一任いたしたいと思ひま
す。(異議なしと呼ぶ者あり)

○理事(藤森眞治君) それでは後の手
続その他員数については委員長に御一
任下さるということにいたしましたし
て、そのように取運ぶということにいた
して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(藤森眞治君) それでは今日は

これを以て散会いたすことにいたしま
す。

午後零時四十三分散会
出席者は左の通り。

理事 藤森 眞治君
委員 中平 常太郎君
山下 義信君
石原 幹市郎君
紅露 みつ君
井上 なつあ君
小杉 い子君

政府委員

厚生政務次官 矢野 西雄君
厚生事務官 安田 巖君
(保険局長)

厚生事務官 小山進次郎君
(社会局保護課長)

四月十四日本委員会に左の事件を付託
された。

一、引揚医師の國家試験受験回数制
限緩和に関する請願(第一七九三
号)

一、未復員者給与法等一部改正に関
する請願(第一七七七号)

一、未復員者給与法等一部改正に関
する請願(第一七九八号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関
する請願(第一八〇七号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関
する請願(第一八〇八号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関
する請願(第一八〇九号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関
する請願(第一八二〇号)

一、生活保護法に対する民生委員の
協力方式確立の請願(第一八二四
号)

一、貝塚母子寮を大阪府下結核後
保護施設として扱下げの請願(第

一八二六号)

一、国立療養所内のストレプトマイ
シン使用適用範囲拡大に関する請
願(第一八二七号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関
する請願(第一八二九号)

一、生活保護法改正反対に関する請
願(第一八三三三三)

一、宮崎県木花村、都井岬間の海岸
道路を準国立公園に指定の請願
(第一八四六号)

一、戦争犠牲者遺族の援護および未
亡人、戦死者の福祉に関する法律
制定の請願(第一八五六号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する
請願(第一八七八号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関
する請願(第一九〇〇号)

一、健康保険制度の一本化に関する
請願(第一九〇一)

一、医療分業制度反対に関する請願
(第一九〇三)

一、医療法中一部改正に関する請願
(第一九〇四)

一、あん摩、はり、きゅう、柔道整
復等營業法中一部改正等に関する
請願(第一九〇六)

一、引揚医師の國家試験受験回数制
限緩和に関する請願(第一九一九
号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する
請願(第一九二九号)

一、外地引揚齒科医師に国内齒科医
師免許の陳情(第三三三三)

一、生活保護法改正反対に関する陳
情(第三三三三)

一、外地引揚齒科医師に国内齒科医
師免許の陳情(第三三三三)

一、同和事業費国庫補助等に関する

宮崎県下の木花村加江田川河口より都井畔に至る二十余里の海岸線は、千姿万化の奇勝に富み本県のはこる観光地帯であつて、この海岸線に沿つた路線の快的な観光バスとガイドの懇切なる説明案内は、戦前すでに有名であり、今日も多くの観光客があつたとない実情であるから、本海岸路を道路公園として準国立公園に指定せられたいとの請願。

第一八五六号 昭和二十五年三月三十日受理
戦争犠牲者遺族の援護および未亡人、戦死者の福祉に関する法律制定の請願
請願者 宮崎県議會議長 日高彌一
紹介議員 水久保基作君 竹下豊次君

戦死者の遺族および未亡人等の生活は、いまや困窮の極に達し、その精神的苦悩はますます深刻を加へこのままでは憂うべき事態を誘発する虞があるから、昨年五月、衆参両院において議決された、戦争犠牲者遺族の援護に関する件および未亡人ならびに戦死者の福祉に関する件をすみやかに法制化せられたいとの請願。

第一八七八号 昭和二十五年三月三十一日受理
青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 宮城県塩釜市仁井町一〇二 齋藤久夫外四百三十二名
紹介議員 今泉政亨君
この請願の趣旨は、第一八〇七号と同じである。

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(十八通)
請願者 岡山県勝田郡北吉野村大字荒内西五九〇ノ一 高山かめよ外三十八名
紹介議員 太田敏男君
第五国会に衆参両院で遺族援護に關して決議されたことは、遺族一同の喜びに堪えないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮乏を救済するため、(一)遺族年金の支給生活保護基準の引上げ、(二)戦死者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産場、母子寮保育所の増設、(五)遺族子女に対する育英資金制度、優先利用生業資金制度の拡充、(六)爆作物の供出および租税の軽減等遺族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第一九〇〇号 昭和二十五年四月三日受理
健康保険制度の一本化に関する請願
請願者 千葉市印内町一一一 和出平武外九名
紹介議員 浅井一郎君 藤森眞治君

現行の健康保険制度は、多種多様に分れていて、事務手続が複雑にし、診療報酬の支払も遅れ勝ちなので、医師も迷惑している実情であるから、事務の簡素化を図るため、現行の健康保険制度の一本化を図られたいとの請願。

第一九〇一號 昭和二十五年四月三日受理
健康保険制度の一本化に関する請願
請願者 千葉市印内町一一一 和出平武外九名
紹介議員 浅井一郎君 藤森眞治君

第一九〇三號 昭和二十五年四月三日受理
医療分業制度反対に関する請願
請願者 千葉市印内町一一一 和出平武外九名
紹介議員 浅井一郎君 藤森眞治君
医療分業問題に關しては近來とくに問題化しているが、現在何等の不都合もない現制度を変更することにより、患者は費用の増高と不便の二重の損失を受けるから、現制度を維持せられたいとの請願。

第一九〇四號 昭和二十五年四月三日受理
医療法中一部改正に関する請願
請願者 千葉市千葉郡幕張町馬加 前田陽外九名
紹介議員 浅井一郎君 藤森眞治君

医療法によると診療所管理者は同一患者を四十八時間以上收容してはならないとあり、また入院治療を受ける患者は病院に入院して治療を受けなければならぬとあるが、病院の少いわが国の現状では交通不便の地や小都市の患者にとつて、はなはだ困難で治療の万全を期し難いから、医療法中の一部を改正されて、診療所の患者收容時間の制限を撤廃するかまたは科目毎に設備のあるものに対しては患者收容時間の制限を解除せられたいとの請願。

第一九〇六號 昭和二十五年四月三日受理
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法中一部改正等に関する請願
請願者 茨城県多賀郡多賀町大久保下五二 乙澤昌信 外百八十六名
紹介議員 小林勝馬君
現行あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法によると、あん摩とマッサージを包含して營業を許可しているが、両者の臨床効果と、その手技の差違により、マッサージとあん摩を分離し、マッサージの修業年限を四箇年に繰り上げ、西洋医学と共に国民の保健に貢献するためあん摩、はり、きゆう、柔道整復營業法の一部改正法案ならびにあん摩術營業法案の通過を促進されたいとの請願。

第一九一九號 昭和二十五年四月三日受理
引揚醫師の國家試驗受験回数制限緩和に関する請願
請願者 岩手県東磐井郡折壁村 平井征之外十二名
紹介議員 千田正君
この請願の趣旨は、第一七九三号と同じである。

第一九二九號 昭和二十五年四月四日受理
青少年飲酒防止法制定に関する請願
請願者 福島県伊達郡大田村大字金原田萬浦沢五一 横山富男外六百九十名
紹介議員 橋本真右衛門君
この請願の趣旨は、第一八七八号と同じである。

第三〇三號 昭和二十五年三月二十一日受理
外地引揚齒科醫師に國內齒科醫師免許の陳情(四通)
陳情者 京都市嵯峨師通鳥丸西入ル 今井専外三名

第三〇九號 昭和二十五年三月三十日受理
外地引揚齒科醫師に國內齒科醫師免許の陳情(十一通)
陳情者 広島縣安芸郡江田島村鷲部官舎丁五三一 元松次 遼外十名
この陳情の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第三〇五號 昭和二十五年三月三十日受理
生活保護法改正反対に関する陳情(十一通)
陳情者 東京都練馬区石神井谷原町一、五六二 靜風井内 藤林かね子外十名
今国会に提出されている生活保護法改正案によると、療養費の半減、保護打ち切り権限の各施設長への移譲等長期患者の犠牲が大きいため、かかる改正は取り止められたいとの陳情。

引揚齒科醫師に對しては、昭和二十三年國民醫療法施行特例の改正以來學課試驗が課せられることになつたが、これは同法改正前銓衡と口實試驗だけで申請者全員に免許状を下付されたのと比べ不公平な取扱であるから、引揚齒科醫師に對しては國民醫療法施行特例制定當時同銓衡と口實試驗によつて免許状を下付せられたいとの陳情。

第三〇九號 昭和二十五年三月三十日受理
外地引揚齒科醫師に國內齒科醫師免許の陳情(十一通)
陳情者 広島縣安芸郡江田島村鷲部官舎丁五三一 元松次 遼外十名
この陳情の趣旨は、第三〇三号と同じである。

第三〇五號 昭和二十五年三月三十日受理
生活保護法改正反対に関する陳情(十一通)
陳情者 東京都練馬区石神井谷原町一、五六二 靜風井内 藤林かね子外十名
今国会に提出されている生活保護法改正案によると、療養費の半減、保護打ち切り権限の各施設長への移譲等長期患者の犠牲が大きいため、かかる改正は取り止められたいとの陳情。

第三〇三號 昭和二十五年三月二十一日受理
外地引揚齒科醫師に國內齒科醫師免許の陳情(四通)
陳情者 京都市嵯峨師通鳥丸西入ル 今井専外三名

のわが国において、いまなお社会的に隔離された部落のあることは、極めて重要な問題である。かつて政府は、同和事業完成十箇年計画を樹立、昭和十一年より着手したのであるが、戦争のため予算が削減され、昭和二十年度より期限経過を理由とし、本事業を未完成のまま打ち切った。一方関係府県より要請した同和事業達成五箇年計画も、今日まで何等実施されていない有様で、このままでは本事業の目的達成は困難であるから、部落問題解決のため、すみやかに部落の実体を調査するとともに、責任ある対策を樹立し、必要な予算を計上せられたいとの陳情。

第三二八号 昭和二十五年四月一日 受理

医薬分業制度確立に関する陳情

陳情者 大阪府北区扇町一一大阪府薬劑師協会内 鮎川一雄

医師と薬劑師の職能区分を明確にするため、医薬の分業制度を確立にすることは、国民大衆の保健衛生の完べきと福祉増進を図る上に最も必要であるから、すみやかに本制度の実現を図りたいとの陳情。

第三三七号 昭和二十五年四月一日 受理

結核予防法改正等に関する陳情

陳情者 山口県宇部市東区翠芝駅前財団法人山口県衛生協会 会支部支部内 三好義雄 外七名

わが国における結核対策は、諸種の理由により徹底を欠いているのは極めて遺憾であるから、結核対策の徹底的実施を図るため、(一)結核予防法の根本

的改正をすみやかに実施すること、(二)B・C・G生産を飛躍的に増強する等の対策を実現せられたいとの陳情。

第三四一号 昭和二十五年四月一日 受理

災害救助法中一部改正等に関する陳情

陳情者 大阪府庁内 大塚兼紀
現行災害救助法は、昭和二十三年九月の改正以後、社会、経済情勢の變転により、現下に実情に適應せず、その目的達成が困難となっており、また非常災害発生の場合の事務費についても、その補助率が一定していない等不合理の点が多いから、民生安定および災害救助の迅速、的確を図るため、災害救助法中の必要條項を改正せられたいとの陳情。

第三四四号 昭和二十五年四月一日 受理

医薬分業制度反対に関する陳情

陳情者 長野市妻科町信濃衛生会 館内長野県医師会内 松岡文七郎

最近薬劑師の間において、医薬分業に関する猛烈な運動が展開されている由であるが、医師の調劑権は、わが国医療制度の特徴であり、かつ医療の一環であるから、わが国風と現今の社会情勢を考慮し、民主的に行われている現在の任意医薬分業制度を存続せられたいとの陳情。

第三四五号 昭和二十五年四月一日 受理

同和事業費国庫補助等に関する陳情

陳情者 福井県知事 小幡治和
この陳情の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五〇号 昭和二十五年四月一日 受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(六通)

陳情者 岡山県勝田郡北吉野村大字中島西 多田千代外四十一名

第五国会に衆参両院で遺族援護に關して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦死者に対する慰霊行事の一般文民同様の取扱方、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、母子寮保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)農作物の供出および租税の軽減、(七)生活保護法改正、(八)生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの陳情。

昭和二十五年五月四日印刷

昭和二十五年五月六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 序